

本町幼稚園子ども・子育て支援新制度への移行について

平成27年度より国の施策で全国の保育園、幼稚園に対して「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この制度は子育て中の保護者の皆さま方に対して、子育てをめぐる課題の解決を目指し、国全体で支えていくという大義の下で行われています。

本園におきましてはこの度、平成28年度（平成28年4月1日）より、上記新制度に移行する事が宗教法人カトリック東京大司教区責任役員会にて決定致しました。昨年度中に準備が終わり在園児及び新入園児の保護者の皆さま方にはご理解をいただいております。

新しい制度への移行後も本町幼稚園として存続し、保育内容や保育時間等、現在と変わる事はございません。

但し、一つ大きな変更点は、現在保育料は一律に全員の保護者の皆さまから頂き、半年に一度保護者補助金として、各ご家庭の状況で金額が決まり八王子市より皆様の口座に振り込まれておりますが、今年度からは、市が決定する金額の保育料を頂くこととなります。（※参考資料別添）

また、新制度導入に伴い、入園手続きをされた方から入園料は発生致しません。

※0円～23000円までの間に10に分かれて設定されています。

※参考資料、「八王子子育てガイドブック」のP32～33、をご覧ください。尚、八王子市のホームページでもご覧になります。

◎ 1号認定 保育料階層区分表

階層区分		基本月額 保育料
1	生活保護世帯	0円
2	所得割非課税世帯	0円
3	所得割課税額 5,900円以下	0円
4	14,300円以下	1,500円
5	34,500円以下	4,500円
6	54,300円以下	7,500円
7	81,300円以下	10,500円
8	171,600円以下	13,500円
9	216,700円以下	19,500円
10	216,701円以上	23,000円

※階層区分の決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額（税額控除については、調整控除のみ控除したもの）を適用します。

【例】

<モデル世帯>

4人世帯〔構成：父・母・子2人（年長・年少）〕
父はサラリーマン、母及び子2人は父の扶養
社会保険料控除・生命保険料控除あり

給与収入	給与所得	市民税所得割額	区分	第一子	第二子
350万円	227万円				
450万円	306万円	67,800円	7	10,500円	5,250円
550万円	386万円	106,800円	8	13,500円	6,750円
650万円	466万円	150,300円	8	13,500円	6,750円
750万円	555万円	194,700円	9	19,500円	9,750円